

訪問看護ステーションよこすか 運営規程

(事業の目的)

第1条 プラチナ合同会社が開設する訪問看護ステーションよこすか（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）であって、主治医が指定訪問看護及び介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の必要性を認めた場合には、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問看護の提供に当たっては、事業所の保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問看護ステーションよこすか
- (2) 所在地 掛川市横須賀1413番地の1

(看護職員等の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する看護職員等の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人

管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう必要な管理を一元的に行うとともに、介護保険法等において規定されている訪問看護の実施に関し、事業所の看護職員等に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 看護職員等

① 保健師、看護師 2. 5人以上

看護師等は、主治医の指示による訪問看護計画に基づき訪問看護を担当する。

② 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 適当数

看護師等の代わりに、看護業務の一環としてリハビリテーションを担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1)営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。
- (2)営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
ただし、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、看護職員等がお宅を訪問して療養の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

- ①病状や健康状態の管理と看護
- ②医療処置・治療上の看護
- ③リハビリテーション看護
- ④家族の相談と支援
- ⑤療養環境の調整と支援
- ⑥認知症と精神疾患の看護
- ⑦終末期医療
- ⑧在宅移行支援
- ⑨地域の社会資源の活用

(利用料等)

第7条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。なお、当該訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護に要する交通費（移動に要する実費）の支払いを利用者から受けるものとする。ただし、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル未満200円、片道1キロメートル以上300円とする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名、又は記名押印を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、掛川市、袋井市とする。

ただし、袋井市は笠原地区、浅羽東地区、浅羽南地区のみとする。

(秘密保持)

第9条 事業者及び看護職員等は、訪問看護を提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も

同様です。

- 2 事業者は、看護職員等が退職後、在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 看護職員等は、訪問看護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告するものとする。

(苦情処理)

第 11 条 利用者又はその家族は、提供された訪問看護に苦情がある場合は、「重要事項説明書」に記載された事業者の相談窓口又は関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

- 2 事業者は、提供した訪問看護について、利用者又はその家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、訪問看護の向上及び改善に努めます。
- 3 事業者は、利用者又はその家族が、苦情申立を行ったことを理由として、利用者に対していかなる不利益な扱いをいたしません。

(損害賠償)

第 12 条 事業者は、訪問看護の提供に当たり、利用者又はその家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又はその家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者の故意・過失等の責任を問えない場合はこの限りではありません。

- 2 前項の履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。
- 3 利用者又はその家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。

(衛生管理等)

第 13 条 事業者は、訪問看護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

- 2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止等)

第 14 条 事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、看護職員等に対し、研修や訓練を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。（経過措置により令和 6 年 3 月末までに整備する）

(ハラスメントの防止等)

第 15 条 事業所は、職場におけるハラスメント防止のための指針を整備するとともに、相談窓口の設置等の必要な体制の整備を行い、看護職員等に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 16 条 事業所は、感染症、非常災害等の発生時に、訪問看護の提供を継続的に行うため及び非常に早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、必要な体制の整備を行い、看護職員等に対し、研修や訓練を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。また、必要に応じて定期的に業務継続計画の見直し、変更を行うものとする。（経過措置により令和 6 年 3 月末までに整備する）

(虐待の防止等)

第 17 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、看護職員等に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。（経過措置により令和 6 年 3 月末までに整備する）

(運営内容の評価と公表)

第 18 条 事業所は、自らその提供する訪問看護の質の評価を行うとともに、定期的に公正・中立な第三者機関による評価を受け、それら評価結果を公表する。また、それらの結果を具体的な改善等に活かし、事業所の良質な訪問看護の水準を確保し、常にその改善を図るよう努めるものとする。

(看護職員等の研修)

第 19 条 事業者は、看護職員等の質的向上を図るため、研修機関が実施する研修や事業所内の研修の機会を計画的に確保し、人材の育成に努めるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 1 カ月以内に実施
- (2) 継続研修 年間研修計画により、年 2 回以上

(記録の整備)

第 20 条 事業者は、利用者に対する訪問看護の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

- (1) 主治医の指示書
- (2) 訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書
- (3) 訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書
- (4) 提供した具体的なサービス内容等の記録
- (5) 利用者に関する市町村への報告等の記録
- (6) 苦情の内容等に関する記録
- (7) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存しなければならない。

(その他運営に関する事項)

第21条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はプラチナ合同会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年8月1日から施行する。